



ゼロエミッション 都庁行動計画

(2025~2030)

2025年3月



目次



I はじめに	1
II 計画の基本事項	2
III 前計画の概要と目標達成状況	4
IV 取組の方向性	7
V 分野別目標と具体的取組	9
分野1 省エネの推進・再エネの導入拡大	11
分野2 ZEVの導入推進	22
分野3 使い捨てプラスチックの削減	25
分野4 食品ロスの削減	28
分野5 フロン対策の推進	31
VI 計画の実効性を担保する仕組み	34
参考 省エネ・再エネ分野におけるこれまでの計画と本計画の比較	35

I はじめに

都は、これまで「ゼロエミッション都庁行動計画」（計画期間 2020 年度から 2024 年度まで）に基づき、都の事務事業に伴う温室効果ガスの削減を率先的に行ってきました。

省エネルギー機器の導入や設備の運用改善、オール都庁での太陽光発電設備の設置加速化、再エネ 100%電力の利用拡大などに取り組んだ結果、知事部局等では、2023 年度の温室効果ガス排出量を 33%、エネルギー消費量を 38%削減しました(いずれも 2000 年度比)。

しかし、前回の計画策定時から 4 年が経過し、世界での気候危機はより深刻さを増しています。地球の平均気温は 2024 年には過去最高を更新し、また、猛暑やゲリラ豪雨の頻発化など、気候変動がもたらす災害の脅威は深刻なものとなっています。国連の「排出ギャップ報告書 2024」では、温室効果ガスの排出量を劇的に削減しなければ、パリ協定で合意した産業革命前からの気温上昇を 1.5°Cに抑制する目標から大きく離れ、世界は破滅的な 3.1°C という気温上昇を避けられない可能性がある」と述べられています。

都が 2025 年 3 月に策定した「2050 東京戦略」においては、「2050 年ゼロエミッション東京」の実現に向けて、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化やエネルギー効率の最大化、ゼロエミッションモビリティの普及拡大、サーキュラーエコノミーへの移行、フロン対策の推進などに関して新たな目標を設定し、あらゆる分野における行動をさらに強化して取り組むことを表明しました。

一事業者として多大なエネルギー・資源を消費する都自身が、「隗より始めよ」の意識の下、自らの事務事業に伴う温室効果ガス削減などの取組を一層強化し、2030 年カーボンハーフ・2050 年ゼロエミッション東京の実現に向け、都民・事業者の取組を牽引していくことが不可欠です。

今回改定した「ゼロエミッション都庁行動計画」は、「2050 東京戦略」を踏まえ、都自身の事務事業に関する各分野の取組を強化し、東京のカーボンハーフを牽引する高い目標を設定しました。これらの目標を達成するため、各局等が一丸となって取り組んでいきます。

II 計画の基本事項

1 計画期間

2025 年度から 2030 年度までの 6 か年

2 対象項目

- 分野 1 省エネの推進・再エネの導入拡大
- 分野 2 ZEV(ゼロエミッション・ビークル)*の導入推進
- 分野 3 使い捨てプラスチックの削減
- 分野 4 食品ロスの削減
- 分野 5 フロン対策の推進

※電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、燃料電池自動車(FCEV)をいう。

3 対象範囲

知事部局、教育庁、警視庁、東京消防庁、議会局、各行政委員会事務局、東京都職員共済組合及び各公営企業局における事務事業活動を対象とします(管理委託・PFIによる場合、敷地外工作物、自動車等も含まれます。)

4 対象となる温室効果ガス

総排出量の算定に当たり対象とする温室効果ガスは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「温対法」という。)第 2 条第 3 項において規定されている次の 7 種類とします。

二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)のうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボン(PFC)のうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)

5 温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の算定に用いる排出係数等

温室効果ガス排出量の算定については、原則として、「地方公共団体実行計画(事務事業編) 策定・実施マニュアル」(環境省)による排出係数等を用います。

また、再エネ 100%電気の調達など再エネ比率の高い電力調達を行った場合、その再エネ比率を反映した排出係数を用います。

上下水の使用に伴う温室効果ガス排出量の算定については、「総量削減義務と排出量取引制度におけるその他ガス排出量算定ガイドライン」(東京都 環境局)で定める排出係数を用います。

エネルギー消費量の算定については、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」(以下「省エネ法」という。)に基づく定期報告で使用される換算係数を用います。

なお、基準年度における温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の算定に用いた排出係数等については、前計画から変更は行いません。

6 その他

本計画は、温対法第 21 条に定める「地方公共団体実行計画(事務・事業編)」としても位置付けられます。

Ⅲ 前計画の概要と目標達成状況

▶ 概要

- 計画年度：2020年度から2024年度までの5か年
- 対象局：知事部局、教育庁、警視庁、東京消防庁、議会局、各行政委員会事務局、東京都職員共済組合及び公営企業局
※分野1のみ公営企業局は各々の経営責任に基づき、事業特性に応じて個別の管理
- 対象範囲：事業所、自動車及び敷地外工作物(信号・街路灯等)

■ 目標：分野1 建物のゼロエミッション化に向けた省エネルギーの推進・再生可能

エネルギーの利用拡大

- 温室効果ガス排出量(2000年度比)2024年度 ▲40%
- エネルギー消費量(2000年度比) 2024年度 ▲30%
- 再エネ電力利用割合 50%程度
- 太陽光発電設置量(累計設置量) 20,000kW

分野2 ZEVの導入推進

- 非ガソリンの庁有車(乗用車) 100% (特種車両等を除く)
《2029年度までに非ガソリンの二輪車 100%》
- 都有施設に公共用充電器を 300 口以上設置

分野3 使い捨てプラスチックの削減

- 使い捨てプラスチック削減と循環利用により、都庁舎から排出する廃プラスチック焼却量(2017年度比) ▲20%
- ペットボトルの「ボトル to ボトル」など高度リサイクルが導入されている
- 都主催イベントにおけるリユースカップ等の原則実施が実現している

分野4 食品ロスの削減

- 食堂や売店等における利用者の食品ロス削減行動が実践されている
- 都庁舎の食堂や売店等における食品リサイクルが拡大している
- 飲食を提供するイベント等における食品ロス削減行動が徹底されている
- 都が保有する防災備蓄食品の廃棄が最小化されている

分野5 フロン対策の推進

- ノンフロン機器及び低GWP機器への転換が原則化している
- 管理者による機器使用時・廃棄時の漏えい防止が徹底されている

▶ 目標の達成状況

「ゼロエミッション都庁行動計画(2021年3月)」(以下「前計画」という。)の進捗状況は次のとおりです。省エネルギー機器の導入や設備の運用改善、オール都庁での太陽光発電設備の設置加速化、再エネ100%電力の利用拡大などに取り組んだ結果、知事部局等では、2023年度の温室効果ガス排出量を33%、エネルギー消費量を38%削減しました(いずれも2000年度比)。また、ZEVにおいては2023年度の非ガソリン庁有車導入割合が93%となりました(乗用車)。

こうした都庁の率先行動により、前計画の2024年度目標は概ね達成となる見込みです。

【分野1】温室効果ガス排出量 (単位：t-CO₂)

	2000年度 (基準年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
知事部局等 (2000年度比)	715,000	658,991 (▲8%)	671,970 (▲6%)	571,760 (▲20%)	479,229 (▲33%)

※温室効果ガス排出量については、温対法の改正に伴い2023年度実績は改正後の排出係数を用いて算出しています。

※「知事部局等」は前計画上で分野1の対象局のことを指します。

【分野1】エネルギー消費量 (単位：TJ)

	2000年度 (基準年度)	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
知事部局等 (2000年度比)	18,105	14,202 (▲22%)	14,963 (▲17%)	12,984 (▲28%)	11,185 (▲38%)

※エネルギー消費量については、省エネ法改正に伴い2023年度実績は改正後の係数を用いて算出しています。

【分野1】再エネ電力利用割合 (単位：%)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
知事部局等	23.1	26.2	27.2	33.6

※知事部局等は、敷地外工作物を除く

【分野1】太陽光発電累積設置量（単位：kW）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
知事部局等	8,585	9,230	9,787	13,367

【分野2】非ガソリンの庁有車導入割合（単位：%）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
乗用車	69	73	90	93
二輪車	4	9	24	36

【分野2】都庁舎の公共用充電器設置数（累計）（単位：口）

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
59	64	141	172

【分野3】本庁舎の廃プラスチック焼却量（単位：kg）

2017年度 （基準年度）	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
188,600	143,450	77,099	81,780	89,660

【分野4】都庁舎における食品リサイクル量（単位：kg）

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
36,677	52,324	57,888	61,823

【分野5】フロン排出抑制法に基づく算定漏えい量（単位：t-CO₂）

2015年度 （基準年度）	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
4,903	5,148	4,798	4,758	2,352

IV 取組の方向性

▶ 改定の方針

2030年カーボンハーフ、2050年ゼロエミッション東京
実現のため、より具体的・野心的な目標を設定

▶ 本計画の方向性

都は、前計画において、温室効果ガス排出量やエネルギー消費量の削減、太陽光発電の累計設置容量等の目標だけでなく、ZEVの導入・プラスチック削減・食品ロス削減・フロン対策についても目標を設定し、様々な取組を進めてきました。

本計画の目標設定に当たっては、前計画の取組を継続していくとともに、2022年9月改定の「東京都環境基本計画」において掲げた2030年目標を踏まえ、都自らが率先的な高い目標を掲げて対策に取り組み、カーボンハーフ達成を牽引していきます。

また都は、2025年3月に「2050東京戦略」を策定し、2050年代に目指す東京の姿「ビジョン」を実現するため、2035年に向けて取り組む政策をとりまとめました。本計画で設定した各分野における取組を着実に推進し、2030年カーボンハーフを実現することで、「2050東京戦略」における目標の達成を目指していきます。

2030年東京都全体目標（参考）

都内温室効果ガス排出量(2000年比)	50%削減
都内エネルギー消費量(2000年比)	50%削減
再生可能エネルギーによる電力利用割合	50%程度
都内乗用車新車販売	100%非ガソリン化
都内二輪車新車販売(2035年度まで)	100%非ガソリン化



V 分野別目標と具体的取組



各分野の目標(2030年度まで)

分野1 省エネの推進・再エネの導入拡大

■温室効果ガス排出量(2000年度比) ▲55%

<上記を達成するための目標>

■エネルギー消費量(2000年度比) ▲35% (知事部局等 ▲50%以上)

■再エネ電力利用割合 65%以上 (知事部局等 100%)

■太陽光発電設置量(累計設置量) 74,000kW

+ 次世代型ソーラーセル等 約 10,000kW(2035年度まで)

分野2 ZEVの導入推進

<庁有車>

■ZEVの庁有車(乗用車)* 100% (特種車両等を除く)

※業務の用途に見合う車種が販売されているもの(セダン、SUV、軽自動車(四輪駆動車、ワゴン除く))

《二輪車の非ガソリン化(2029年度)100%》

<充電設備>

■都庁舎に公共用充電設備*を累計 780 口以上設置

※公共施設や商業施設、時間貸し駐車場などパブリックな場所で利用される充電設備

分野3 使い捨てプラスチックの削減

■都の全事業所において、原則ボトルtoボトルが実施されている

■出先事業所のマテリアルリサイクル(MR)ルートが構築されている

■都主催イベントにおけるリユースカップ等の原則実施が実現している

分野4 食品ロスの削減

■都庁舎の食堂や売店等における全ての食品廃棄物を食品リサイクルへ

■都が保有する防災備蓄食品の廃棄が最小化されている

分野5 フロン対策の推進

■フロン算定漏えい量(2015年度比) ▲65%

詳しくは各分野のページをご確認ください。

省エネの推進・再エネの導入拡大

計画期間における目標(2030 年度)

● 温室効果ガス排出量 (2000 年度比) ▲55%

<上記を達成するための目標>

- エネルギー消費量(2000 年度比) ▲35% (知事部局等 ▲50%以上)
- 再エネ電力利用割合 65%以上 (知事部局等 100%)
- 太陽光発電設置量(累積設置量) 74,000 kW
+約 1 万 kW の次世代型ソーラーセル等の導入
(2035 年度まで)

都は、2030 年までに都内の温室効果ガス排出量を 2000 年度比で 50%削減する「カーボンハーフ」を表明しています。

この度都は、都民・事業者等を牽引する立場として、都自身の事務事業活動に起因する温室効果ガス排出量を、東京都全体の目標を超える 2000 年度比 55%削減と設定しました。

この目標を達成するために重要となる「エネルギー消費量」、「再エネ電力利用割合」及び「太陽光発電設置量」についても、これまでの計画を上回る一層野心的な目標を設定し、全庁での取組を強力に推進していきます。

これらの取組を推し進めることで、知事部局等※においては、温室効果ガス排出量 70%削減を図っていきます。

また、今計画から対象に加わった公営企業局は、事業の特性上、大量のエネルギーを消費する施設等を多く保有しますが、省エネ対策の推進や再エネ設備等を積極的に導入し、再エネ電力利用割合を高めることで、温室効果ガス排出量 50%削減を図り、2030 年「カーボンハーフ」の達成を目指していきます。

※知事部局、教育庁、警視庁、東京消防庁、議会局、各行政委員会事務局、東京都職員共済組合

【参考】東京都全体の関連目標 (2030 年)

- 温室効果ガス排出量 (2000 年比) ▲50%
- エネルギー消費量 (2000 年比) ▲50%
- 再エネ電力利用割合 50%程度
- 都有施設 (知事部局等) 使用電力の再エネ 100%化
- 都内太陽光発電設備導入量 200 万 kW 以上

目標達成のための取組

1 省エネ性能の向上及び再エネ導入の更なる促進

▶ 太陽光発電設備の更なる率先導入

これまで都は、2030年度までに設置可能な都有施設へ太陽光発電を100%設置するとともに、都有施設合計で74,000kWを設置するという意欲的な目標を掲げ、オール都庁で取組を進めてきました。

一方で、近年、建材一体型太陽光パネルの建物壁面等への設置事例が増えつつあり、また、日本発の技術である「薄く、軽く、曲がる」特徴を持つ次世代型ソーラーセルの開発も進み、製品化も予定されています。

次世代型ソーラーセルは、耐荷重の低い屋根や建物壁面などにも導入が可能であるため、都有施設においても新たな導入ポテンシャルが生まれることとなります。

そこで、今後の次世代型ソーラーセルの量産体制の構築の状況を見据えながら、都有施設においては、従来の設置目標(2030年度までに74,000kW)に、次世代型ソーラーセルなどの新技術の導入目標(2035年度までに約10,000kW)を追加し、太陽光発電設備の更なる導入拡大を図っていきます。

これらの目標達成に向けては、建材一体型太陽光パネルや次世代型ソーラーセルなどの壁面等への設置について、先行導入施設において設置条件や施工方法等の検証を進めながら、本格導入に向けた道筋を具体化していきます。



柱に設置した次世代型ソーラーセル



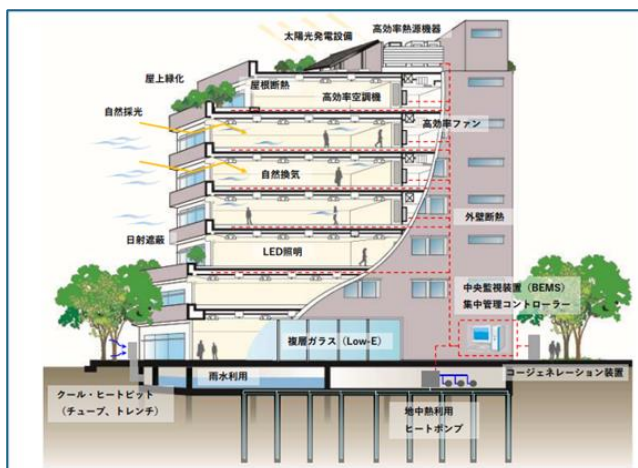
【参考】建材一体型太陽光パネル（外壁用）の設置事例（東京大学先端科学技術研究センター）

▶ 都有施設の改築等におけるZEB化の推進

都有施設の改築等においては、建築物の形状・配置の工夫、外壁・屋根の高断熱化などによる建築物の熱負荷の低減、LED照明、高効率空調機器等の導入による設備システムの省エネルギー化や太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用により、エネルギー使用の合理化を図っています。

また、都有施設の改築等に適用する「省エネ・再エネ東京仕様」を2023年1月に改正し、ハイグレード高効率空調機等を原則導入とするほか、環境性能の目標として、ZEB化を目指すこととしています。

今後も、最新の技術動向等を踏まえつつ、省エネ・再エネ技術を最大限導入することで、エネルギー消費量を一層削減し、温室効果ガスの排出削減を更に進めていきます。



主な技術項目のイメージ

● ZEBとは ●

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

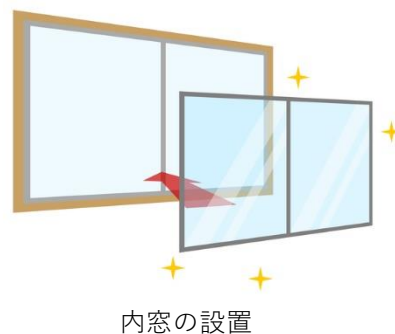
▶ 既存都有施設の断熱改修の促進(窓の断熱化)

一般的に、屋根や外壁、床や天井などの断熱改修には大規模な工事が発生しますが、窓の断熱改修は、既存のサッシの内側に断熱性能の高い樹脂製の内窓を設置することなどにより、建物外側に足場を設置することなく、比較的短時間での工事が可能となります。

また、熱の出入りが大きい窓の断熱化を行うことで、事務所等でのエネルギー消費割合が大きい空調負荷を低減することができ、省エネ効果が非常に高くなります。

さらに、窓の断熱改修を行うことで、太陽光や外気の影響を避け、事務所内等の温度を一定に保つことができるため、働く職員の職場環境の改善にもつながります。

今後は、既存都有施設において、断熱性能が低い単板ガラスについて断熱改修を行い、その効果を検証するとともに標準的な施工方法等について整理し、窓の断熱化拡大につなげていきます。



▶ 機器更新時における高効率機器の導入

空調設備など設備機器については、東京都建築物等保全規程に基づき、保全に関する計画を作成し、機器の更新を省エネ対策の好機と捉え、耐用年数を踏まえた計画的な更新を行うことが重要です。

更新に当たっては、導入される空調設備などが高効率なものとなるよう、「東京都グリーン購入ガイド」において省エネ水準を満たしたものの、又は「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」における高効率機器とし、トップランナー機器があるものについてはこれを適用します。

また、空調設備の更新の際、工事規模に応じて断熱改修や換気システムの見直しを行い、設備のダウンサイジングなどの最適化を検討していきます。あわせて全熱交換器の採用により、夏期や冬期の外気導入に伴う冷暖房負荷軽減や、サーバー室等で中間期や冬期に冷房が必要な場所には、外気冷房制御を採用するなどし、既存施設の省エネ化を進めていきます。

▶ 全照明をLED化

照明は、事務所などにおける電力消費量が空調に次いで多い傾向にあり、照明のLED化は非常に省エネ効果が高いことから、都は、これまでも都有施設における照明のLED化に全庁をあげて率先して取り組んできました。照明の点灯時間が長い主要施設等においては、概ねLEDの導入は完了していますが、一部未導入の施設についても、2030年度までに100%の導入を進めていきます。その際、リースの活用なども検討し、スピード感をもって改修を進めていきます。

2 再エネ電気の利用促進

▶ 「とちょう電力プラン」等による再エネ100%電力調達

都では、都営住宅等に設置した太陽光発電設備で発電した電力や、都内で発電された卒FIT電力を含む再エネ100%電力を都有施設で活用する、「とちょう電力プラン」を進めています。

2030年度までに知事部局等で使用する電力の100%再エネ化を進めるため、「とちよ

「電力プラン」によりスケールメリットを活かした再エネ調達を進めていきます。

また、東京都グリーン購入ガイドにおける「電気」の環境配慮仕様について順次、水準の見直し、強化を図り、「とちょう電力プラン」の対象施設以外についても、各局において東京都グリーン購入ガイドに基づき再エネ電力の調達割合を計画的に高めていきます。

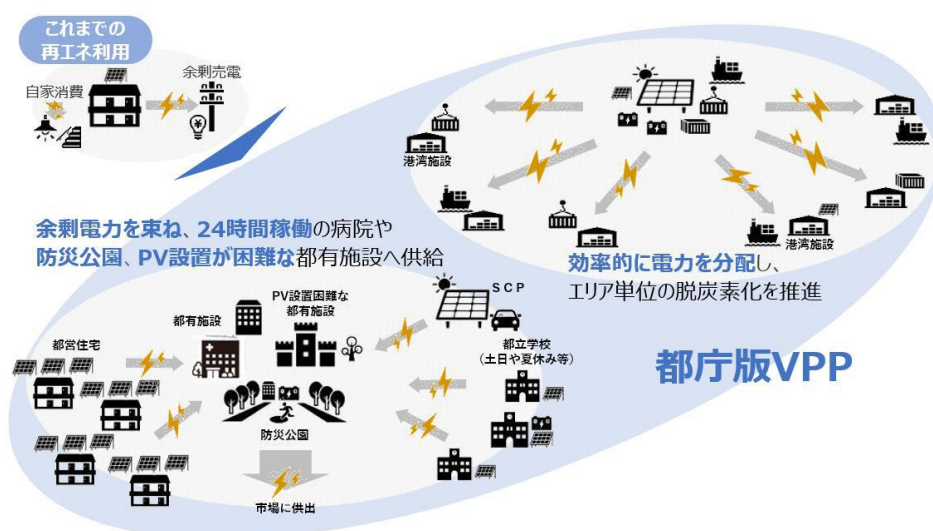
▶ 都有施設におけるVPPの構築事業の推進

都では、電力の使い方が多様な都有施設において、太陽光発電設備や蓄電池等を設置し、これらを束ねて最適運転を行う、都庁版VPPの構築を進めています。

VPP(バーチャルパワープラント)とは、太陽光発電設備や蓄電池といった分散型エネルギーリソースを、AI・IoTを活用した高度なエネルギー管理技術によって一元管理・遠隔制御することで、あたかもひとつの発電所と同等の機能を提供する仕組みのことです。

都庁版VPPでは、都有施設で生み出した再生可能エネルギーを施設間で融通し、最大限活用するエネルギー管理に取り組むことにより、都有施設の再エネ電力利用拡大を進めるとともに、災害時の活用や、電力ひっ迫時等における電力市場への調整力の供出を目指します。

将来的に再生可能エネルギーが大量導入される時代を見据え、都は、再生可能エネルギーを余すことなく徹底的に使い切れるよう、都庁版VPPの検証等を進め、社会実装への道筋をつけていきます。



都庁版VPPのイメージ図

▶ オフサイト P P A による再エネ電力調達

都有施設の再エネ電力利用割合をさらに高めていくには、追加性のある再エネ電力の創出に向け、都有地や都有施設に限定することなく、太陽光発電設備等の再エネ設備の設置拡大が必要です。そのため、日照条件などにより効率的に発電できる都外を含めた土地や建物などを活用した P P A (オフサイト方式) による都有施設への再エネ電力の調達に向けて、具体的な検討を進めていきます。再エネ設備の設置ポテンシャルが高い遊休地等が豊富な地域と連携することで、当該地域の活性化と追加性のある再エネ電力の創出・利用拡大に繋がる取組を推進します。

● P P A (Power Purchase Agreement : 電力購入契約) モデル ●

発電事業者が施設に太陽光発電設備を設置し、需要家(消費者)は設備で発電した電気を購入する契約のこと。需要家は設備を所有せず、初期費用や維持管理費用を負担することなく再生可能エネルギー電気を使用することができます。

3 エネルギー使用量の見える化と運用対策の徹底

▶ 都有施設におけるエネルギー情報の集約化及び見える化による運用対策の徹底

都有施設における膨大なエネルギーデータの収集、集計、報告等について、担当者等の業務負担の軽減及び効率性や正確性向上に向け、最適なエネルギーデータ管理ツール等を選択、改善していきます。

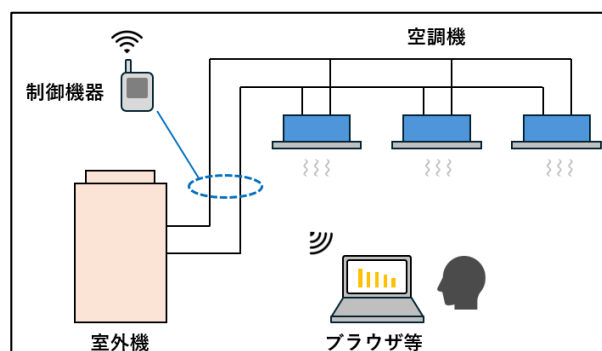
また、技術的動向を注視しながら、データの自動収集等をはじめ、現状把握と削減施策の検討に資する温室効果ガス排出量やエネルギー消費量の「見える化」を進め、情報開示及び施設担当者による運用改善につなげていきます。

▶ 空調の運用改善(省エネ制御システムの導入)

都有施設の空調設備については、更新時に高効率設備を導入し省エネ性能の向上を行っていますが、日常においても空調の適正運用による省エネ化を進めていく必要があります。

一方で、多くの施設で空調の運用改善を進めていくには、施設担当者の知識と経験に左右されない適正運用の自動化を進めていくことが重要です。

そのため、設備更新まで一定の期間がある設備については、既存の設備に設置可能な省エネ制御システムを導入し、自動での運用改善を進めていきます。



省エネ制御システムのイメージ

4 公営企業局の取組

公営企業局については、上記のほかそれぞれの事業特性を踏まえた独自の取組を推進していきます。

▶ 交通局

都営地下鉄や都営バス等は、自家用車に比べ、CO₂の排出量が少ない環境にやさしい交通手段ですが、環境負荷の一層の低減に向けて、様々な取組を進めています。

地下鉄車両の更新に当たっては、省エネ効果の高い制御方式やLEDを採用することで、車両の電力使用量を減少させるとともに、地下鉄駅構内では、照明のLED化や高効率な空調機器を導入するなど、着実に省エネ施策を推進しています。さらに、電力市場の動向等に留意しながら、地下鉄における再生可能エネルギー由来の電気の活用を拡大していきます。

バス事業においては、CO₂、NO_x、PM等を排出しない、環境にやさしい燃料電池バスを、2016年度から先導的に導入し、2024年度末時点で国内バス事業者最大の累計80両を運用しています。さらに、2027年度までに累計100両に導入を拡大します。

また、交通局は多摩川上流に3か所の水力発電所を所有しており、環境にやさしい電気を都内に供給するほか、都の率先行動の一環として、都営バス全営業所及び東京さくらトラムの運行電力に水力発電による電気を活用しています。

引き続き、こうした取組を進めていくことで、ゼロエミッション東京の実現に貢献していきます。



多摩川第一発電所

交通局の水力発電の電力供給イメージ

▶ 水道局

水道局では、2024年度末に新たに策定した「東京都水道局環境5か年計画 2025-2029」に基づき、温室効果ガス排出量を2030年度までに2000年度比で50%削減する目標を掲げ、エネルギー使用に起因する温室効果ガスの着実な削減に取り組んでいきます。

例えば、省エネ型機器の導入や、高低差を利用した水運用を行うなどエネルギー効率に配慮した送配水を行っていきます。

また、浄水場、給水所等の施設の整備に合わせて、太陽光発電設備(累計10,000kW以上)や小水力発電設備(累計2,700kW以上)を導入していきます。

さらに、一部の浄水場において、停電時の施設停止を回避するため導入している常用発電設備を蓄電池で代替することで、燃料の電化を進め、環境負荷を低減していきます。



太陽光発電設備



小水力発電設備

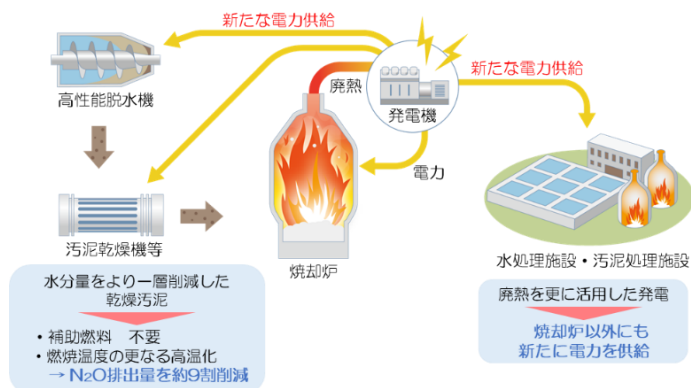
▶ 下水道局

下水道局では、下水道事業における地球温暖化防止計画「アースプラン2023」(2023年3月)を策定し、温室効果ガス排出量を2030年度までに2000年度比で50%以上削減する目標を掲げ、脱炭素化に向けた取組を加速・強化しています。

例えば、既存機器よりも機能を向上した省エネルギー型機器への再構築を前倒して実施していくとともに、太陽光発電の導入拡大に加え、汚泥から発生する消化ガスを活用

した発電の出力を増強するなど、再生可能エネルギーを活用し、自らエネルギーを確保します。

さらに、高性能脱水機や汚泥乾燥機等と組み合わせ、燃焼温度を更に高温化し、焼却炉で使用する電力以上に発電することで、焼却炉以外へも電力を供給するエネルギー供給型(カーボンマイナス)焼却炉を導入します。これにより、焼却炉以外への電力供給によるCO₂削減量がN₂O排出量を上回ること、焼却炉のカーボンマイナスを実現します。



エネルギー供給型焼却炉の開発・導入イメージ

温室効果ガス削減に向けた都の事業所対策

都では、事業所における温室効果ガス排出量の削減を進めるため、都内事業所を対象とした温室効果ガスの総量削減義務や事業所の省エネ対策等を報告する制度、及び新築建物の計画段階から省エネ性能等の向上を促す建築物環境計画書制度があります。都有施設もこれらの制度の対象となり、温室効果ガスの削減に率先的に取り組んでいます。

▶ 大規模事業所の「総量削減義務と排出量取引制度」

大規模事業所については、「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」の第四計画期間(2025年度から2029年度まで)の削減義務の履行に向けた取組を着実に実施し、温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の削減を図っていきます。

■ キャップ&トレード制度の概要

- ▶ 都内の産業・業務部門のCO₂排出量の約4割を占める都内**大規模事業所**に対し、**CO₂排出量の総量削減を義務付け**
- ▶ 自らの削減対策等により義務履行できない場合、他の事業所の削減量等を取得(**排出量取引**)して義務履行が可能
- ▶ **2025(令和7)年度から制度を強化し、省エネの更なる深掘りと再エネ利用拡大を促進**

対象事業所	・年間のエネルギー使用量(原油換算)が1,500kL以上の約1,200事業所
削減計画期間・削減義務率	・第四計画期間(2025年度~2029年度)基準排出量比 50% 又は 48%
義務履行手段	・自らの削減(省エネの実施、再エネの導入、低炭素な電気・熱の利用) ・排出量取引、前計画期間からのバンキング
不遵守時の措置	・削減義務未達成の場合、削減命令や罰金、違反事実の公表等

▶ 中小規模事業所の「地球温暖化対策報告書制度」

中小規模事業所については、2025年度から強化された「地球温暖化対策報告書制度」における2030年度の達成水準(エネルギー使用削減率35%(2000年度比)、再エネ電気利用割合50%)を踏まえ、都有施設においても、2030年度に向けたエネルギーの効率的利用や再生可能エネルギーの利用拡大目標・計画を策定し、毎年度、その達成状況を報告することにより、2030年カーボンハーフに向けた着実な取組促進を図っていきます。

■ 中小規模事業所を対象とした「地球温暖化対策報告書制度」の概要

- 2010（平成22）年度から**中小規模事業所**※を設置する**事業者**を対象として**制度開始** ※年間原油換算エネルギー使用量**1,500kL未滿**の事業所
- 事業者は、前年度の**CO2排出量**や**省エネ対策等**について**都へ報告書**を提出
- 事業者が設置する複数の中小規模事業所の合計の原油換算エネルギー使用量により「**義務提出**」と「**任意提出**」に区分
- **2025（令和7）年度から制度強化**。事業者は、**省エネ・再エネ利用の2030年度目標・計画**を策定し、**毎年度、その取組を報告**
⇒ **2030年カーボンハーフ**（東京都環境基本計画）実現を目指す



▶ 一定規模以上の新築等を対象とする「建築物環境計画書制度」

建築物環境計画書制度は、省エネ等の環境性能に優れた建築物が不動産市場で評価されるよう、4つの環境配慮分野において都が定める評価基準に従い、建築主に環境配慮措置を求める制度です。2025年度からは、省エネ性能基準の適合義務に加え、新たに再エネ設備の設置や電気自動車充電設備の整備を義務付けるとともに、電気の再エネ化率や低炭素資材の利用、建設時CO₂排出量の把握などの評価基準についても強化・拡充し、都内の新築建築物の環境性能の更なる向上を促進していきます。

■ 環境配慮の措置

分野	主な環境配慮事項	段階	レベル
エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換	断熱性能、設備の省エネルギー性能、再生可能エネルギーの利用などの評価に関する配慮事項	段階3	高
資源の適正利用	低炭素資材の利用、建設に係るCO ₂ 排出量の把握、建設副産物のリサイクル・適正処分などの評価に関する配慮事項	段階2	
生物多様性の保全	水循環、緑の量及び質の確保、生き物の生息生育環境に配慮した緑地等の形成などの評価に関する配慮事項		
気候変動への適応	ヒートアイランド対策、災害ハザードエリアを踏まえた対策、EV充電設備の整備などに関する配慮事項	段階1	低

ZEVの導入推進

計画期間における目標(2030 年度)

- **ZEVの庁有車(乗用車)※ 100%**(特種車両等を除く)

※業務の用途に見合う車種が販売されているもの(セダン、SUV、軽自動車(四輪駆動車、ワゴン除く))

《**2029 年度までに非ガソリンの二輪車 100%**》

- **都有施設に公共用充電設備※を累計 780 口以上設置**

※公共施設や商業施設、時間貸し駐車場などパブリックな場所で利用される充電設備

庁有車については、前計画で「2024 年度までに非ガソリンの乗用車 100%(特種車両等を除く)」という目標を設定していました。2030 年カーボンハーフの実現に向け、今回は「電気自動車」、「プラグインハイブリッド自動車」及び「燃料電池自動車」を対象とした“ZEV 化”100%を新たな目標として設定しました。また、車種についても、軽乗用車を新たに指標の対象に加えました。

公共用の充電設備については、さらに設置を推進するとともに、都有施設の駐車場利用者の施設滞在時間に応じた利便性の高い充電環境の整備や再エネ電力の活用など、ZEV の普及を見据えた充電環境の充実を推進し、CO₂ の排出削減に取り組んでいきます。

【参考】東京都全体の関連目標(2030 年)

- 乗用車の新車販売 100%非ガソリン化(二輪車は 2035 年)
- EVバスの導入 300 台
- ZEVインフラの整備

公共用急速充電設備 1,000 口、商用車対応水素ステーションの整備 約 40 基

目標達成のための取組

1 庁有車のZEV化に向けた取組

▶ 計画的な庁有車のZEV化推進

庁有車の原則更新時ZEV化を徹底し、車両更新計画を作成する中で計画的にZEV車に更新していきます。

庁有車のこれまでの導入状況は、乗用車についてはセダンやSUVにおいてZEVへの転換が進んでいます。これらに加えて、軽乗用車はEVの市販が2022年度から開始されたばかりですが、用途に見合う車から少しずつZEVへの転換が始まっています。今後、切り替えのタイミングを踏まえて更新していきます。

■ ZEV(ゼロエミッション・ビークル)とは

走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)をゼロエミッション・ビークル(Zero Emission Vehicle)と呼びます。



また、太陽光パネルを搭載した車両を庁有車に導入し、運用成果を発信することで、車載用途における太陽光パネルの普及促進を図っていきます。



太陽光パネルを搭載したZEV庁有車

▶ 都営バスによるZEV化の推進

燃料電池バスについては、2024年度末時点で国内バス事業者最大の累計80両を運用しています。

2025年4月には、有明自動車営業所に国内初となるバス営業所内水素ステーションを開所し、2027年度までに累計100両に導入を拡大します。

また、2025年度にEVバスの営業運行を開始し、車両性能や効率的な充電方法等の検証を進めるとともに、2027年度までに10両程度の導入を目指します。



東京都交通局で導入している燃料電池バス

2 公共用充電設備の導入に向けた取組

▶ 都有施設への公共用充電設備設置促進

2030年カーボンハーフの達成に向けて、充電用電力への再エネ電力の活用や、施設利用時間に応じた充電設備の出力規模の選択など、新たな整備方針に基づいて、都民に利便性の高い充電設備の設置を進めていきます。

これまでの計画では、駐車台数10台以上の都有施設を設置対象としていましたが、今後は、駐車場の台数規模にかかわらず設置可能な施設への積極的な充電設備の設置を推進していきます。

また、都有施設のレジリエンスの向上に資する設置や、民間事業者と連携した効果的・効率的な設置運営の検討も進めていきます。

これまでに、東京都合同庁舎、都立公園や都営住宅等の駐車場に充電設備を設置しています。設置箇所は、東京都のウェブサイトにて公表しており、順次更新しています。



立川合同庁舎
急速充電設備



石神井公園
普通充電設備



王子五丁目アパート
急速充電設備

使い捨てプラスチックの削減

計画期間における目標(2030 年度)

- 都の全事業所において、原則ボトルtoボトルが実施されている
- 出先事業所のマテリアルリサイクル(MR)ルートが構築されている
- 都主催イベントにおけるリユースカップ等の原則実施が実現している

都は、2019 年 6 月に「都庁プラスチック削減方針」を策定し、資源利用のあり方を持続可能なものへ変革するため、一事業者として多量の資源を消費する都自らが先導的に取り組んできました。

その結果、都庁舎から排出される廃プラスチック焼却量は、2024 年度目標が 2017 年度比 20%削減であったのに対して、2023 年度時点で 50%以上の削減を達成しています。今後は、都庁舎での取組を引き続き実施するとともに、それらをモデルケースとして、その他の都庁舎や関連団体も含めて、ボトル to ボトル等高度リサイクルの取組などの拡大に努めていきます。

また、都主催イベントでの導入を進めてきたリユース容器についても、さらなる利用促進に取り組んでいきます。

【参考】東京都全体の関連目標(2030 年)

- 一般廃棄物のリサイクル率 37%
- 廃プラスチックの焼却量(2017 年度比) ▲40%

目標達成のための取組

1 高度リサイクルの推進に向けた取組

▶ 廃ペットボトルの水平リサイクル

使用済みペットボトルをペットボトルとして再生利用するボトル to ボトルは、使用済みプラスチックを元の素材と同等の品質に戻す「水平リサイクル」の先駆けとなる取組であることから、都は、2020年8月に清涼飲料業界とコンソーシアム「ボトル to ボトル東京プロジェクト」を設立するなど、取組を進めてきました。

都庁舎においても、2022年度からリサイクルルームにてボトル to ボトルを実施しており、さらに、自動販売機においても、2025年度から同様の取組を開始します。



周知用ポスター
(ボトル to ボトル)

▶ 廃プラスチックのマテリアルリサイクル

マテリアルリサイクルとは、廃プラスチックをリサイクルして、プラスチック原材料を得ることであり、プラスチックの焼却を減らし、CO₂削減に貢献します。

2024年度から都庁舎内(第一本庁舎、第二本庁舎、議会棟)のリサイクルルームから排出される廃プラスチック(ペットボトルを除く)のマテリアルリサイクルを実施しています。



周知用ポスター
(プラスチック to プラスチック)

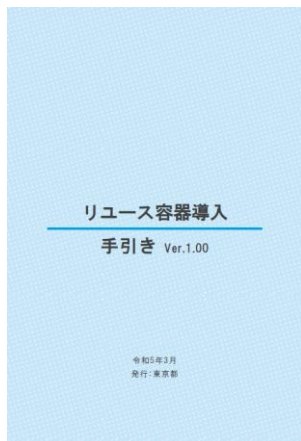
▶ 出先事業所への展開

都庁舎内での取組の実施・検証等により培われたノウハウを活かすとともに、2025年施行予定の再資源化事業等高度化法の活用や、飲料メーカー等と連携した効率的な回収スキームの構築を検討し、出先事業所での高度リサイクルの導入を推進していきます。

2 イベントでのリユース容器の活用に向けた取組

▶ 都主催イベントにおけるリユース容器の導入

都主催イベントにおいてリユース容器の導入を積極的に推進していくため、飲食を提供している都主催イベントを調査した上で、対象となるイベントに対し、「リユース容器導入手引き」等の活用によりプッシュ型で利用を進めていきます。



リユース容器導入手引き



イベントでのリユースカップ活用事例

3 グリーン購入ガイド等に基づく調達の推進

▶ グリーン購入ガイド等に基づく調達の推進

イベントや会議の運営、ノベルティ・文具類の調達等の際には、「東京都グリーン購入方針」及び「東京都グリーン購入ガイド」に基づく物品購入等を行い、使い捨てプラスチック削減を強化します。各局調達実績を継続的に把握するとともに、公の施設の指定管理者、政策連携団体及び本庁舎内で営業を行う行政財産使用許可の対象となる事業者に対して、グリーン購入ガイドに準じた取組を要請していきます。

分野 4

食品ロスの削減

計画期間における目標(2030 年度)

- 都庁舎の食堂や売店等における全ての食品廃棄物を食品リサイクルへ
- 都が保有する防災備蓄食品の廃棄が最小化されている

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食べ物のことであり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、食品ロスが発生しています。

都内の食品ロス発生量は年間約 31.7 万 t(2022 年度)と推計され、事業者・消費者・行政が主体的かつ連携した取組を推進しています。

都は、2030 年の食品ロス 60%削減を掲げており、食品ロス削減推進計画に基づき、目標達成に向けて多岐にわたる食品ロス削減の各施策を着実に進めています。

都の率先行動においても、2024 年度目標を設定し、一事業者として、都庁舎の食堂や売店等の食品ロスの発生抑制や職員等の食品ロス削減行動を徹底するとともに、イベント等における食品ロスを削減してきました。2030 年度目標設定にあたっては、これまでの取組をさらに強化して発生抑制に最大限努めつつ、都庁舎から排出される食品廃棄物の全量リサイクルを目指していきます。

【参考】東京都全体の関連目標（2030 年）

- 食品ロスを 60%削減（2000 年度比）

目標達成のための取組

1 都府施設の食堂や売店等における食品ロス削減の取組

▶ 職員による食品ロス削減行動の実践

食品ロス削減推進月間である10月を中心に、食堂や売店等を利用する職員等が率先して食品ロス削減につながる行動を実践するよう啓発を実施します。

また、職員食堂等において、ご飯の量の選択やポスター等による普及啓発により、食べきり協力を推進していきます。



ご飯のサイズを選択が可能
(職員食堂)

▶ 食堂や売店等における食品リサイクル等の促進

食品廃棄物等は飼料や肥料等に再生利用することが可能であり、持続可能な社会を構築する上での重要な課題です。

都庁舎では、オフィスや食堂、売店等において、すべての食品廃棄物を食品リサイクルしていきます。

▶ 食べ残し持ち帰り促進ガイドラインの活用

2024年12月、消費者庁及び厚生労働省の連名で「食べ残しの持ち帰り促進ガイドライン～SDGs目標達成に向けて～」が策定されました。都庁舎内においても、事業者(飲食店)・消費者双方が安心して食べ残しの持ち帰りを促進することができるよう、本ガイドラインを活用していきます。



mottECO ロゴマーク
(出典：環境省)

2 都主催イベント等における食品ロスの削減

▶ 都主催イベント等での取組の促進

都主催イベント等において飲食を提供する場合は、消費者が食べ切れる量を選択できるメニュー(小盛や要望に応じた量の調整)の導入や、来場者に対する食べ切り推奨等の啓発を実施するなど、食品ロス削減に向けた取組を促していきます。

3 都が保有する防災備蓄食品の有効活用の推進

▶ 防災備蓄食品の有効活用

賞味期限の近づいた防災備蓄食品については、区市町村等で実施する防災訓練などで都民の防災意識の啓発のために使用するほか、フードバンクや社会福祉法人等を対象に寄附を実施するなど、有効活用を推進していきます。

また、食品ロス削減の取組の一環として、未利用食品のマッチングシステムを運用しています。

本システムを活用して、都や都内区市町村が保有する賞味期限の迫った防災備蓄食品をフードバンク等へ寄贈することにより、有効活用を推進します。



都内区市町村とフードバンクをつなぐ
未利用食品マッチングシステム

▶ 有効活用を見据えた防災備蓄食品の購入

炊き出し用アルファ化米を個食のアルファ化米へ変更するなど、有効活用を見据えた防災備蓄食品の購入を推進していきます。

フロン対策の推進

計画期間における目標(2030 年度)

フロン算定漏えい量※(2015 年度比) ▲65%

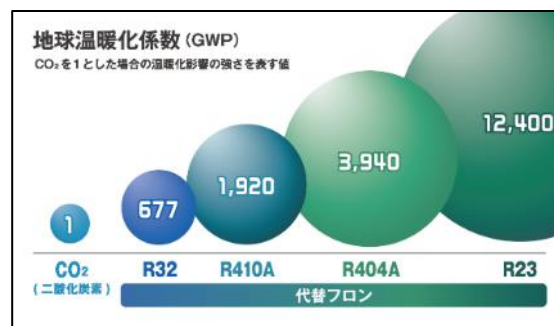
※ フロン排出抑制法に基づき算定するフロン漏えい量のCO₂換算値

フロンは化学的に安定しており、燃えにくい、毒性が低い、液化しやすいといった利点を持つ化学物質であり、空調や冷凍冷蔵機器の冷媒として広く使用されています。

しかし、フロンの温室効果はCO₂の数十倍から一万倍以上と非常に大きいため、国際的にはモントリオール議定書により生産・消費が制限されているほか、我が国ではフロン排出抑制法により、大気への排出を抑制するための規制がかけられています。

都は「2050 年フロン排出ゼロ」を目指し、東京都全体の 2030 年の代替フロン(HFCs) 排出量を 2014 年度比で 65%削減する目標を掲げ、様々な排出抑制対策を推進しています。

2050 年に向けては、多くの空調・冷凍冷蔵機器を使用している都有施設において、フロンのさらなる排出抑制が不可欠であることから、本計画において、フロン漏えい量に関する数値目標を新たに設定し、都内全体を牽引する取組を加速していきます。



代替フロンの温室効果

【都有施設におけるフロン漏えい率について】

都内全体の漏えい率は、2015 年度で 4 %程度と推計されます。2030 年の▲65%達成のためには、都内の平均漏えい率を 1% に低減させる必要があります。

一方都庁では、これまでも適切な機器管理や庁内への検査等の対策を行っており、都庁全体の漏えい率は本計画で基準年※とする 2015 年時点で約 1 %と、都内全体と比べ大幅に低くなっています。しかしながら、都自らの率先行動として様々な取組を強化し、漏えい率を 0.35%程度 まで下げることを目指します。

※ 算定漏えい量報告の制度開始年度

【参考】東京都全体の関連目標（2030年）

●代替フロン（HFCs）排出量（2014年度比） ▲65%
（140万t-CO₂eqまで削減）

目標達成のための取組

1 フロン排出抑制法に基づく機器管理の徹底

▶ 冷媒管理システムを活用した空調・冷凍冷蔵機器の適正管理

各局が主体となり、都庁で2023年度に導入した冷媒管理システム(RaMS)^{※1}を積極的に活用しながら、フロン排出抑制法に基づく使用機器の適切な管理^{※2}を徹底し、フロンの漏えいを抑制します。機器廃棄時においては、行程管理制度^{※3}を適切に運用し、フロンの回収確認を徹底します。

なお、一部のRaMSに接続できない施設においても、点検整備記録簿等の情報を基に同等の管理を行います。

漏えい率や管理状況の改善が必要な局や施設については、環境局が検査や指導を実施し、機器管理の改善を図ります。



環境局による検査

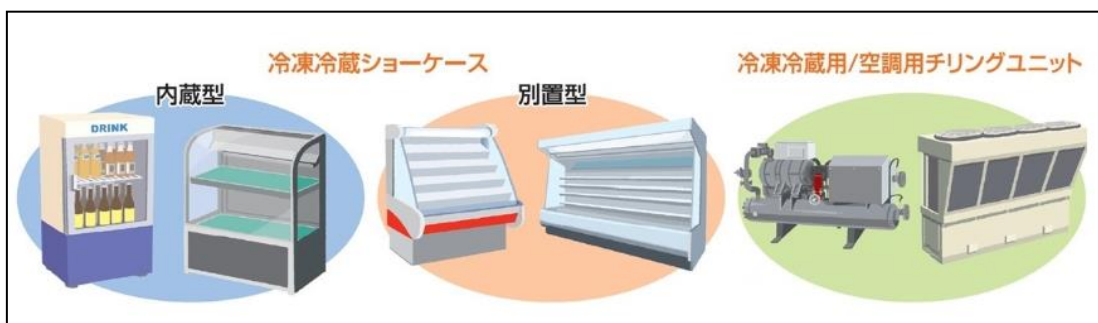
- ※1 フロン排出抑制法に基づき必要な機器管理状況等の記録・保存をクラウド上で一元管理するシステム
- ※2 フロン排出抑制法では、3カ月に1回の簡易点検や圧縮機出力に応じた定期点検の実施、点検整備等の記録保存、未修理時のフロン充填禁止等が定められている。
- ※3 フロンの廃棄の流れを書面などで管理する制度で、機器を廃棄する者による回収依頼書・委託確認書の交付や引取証明書の保存等が義務付けられている。

2 ノンフロン・低 GWP 機器等の新技術の導入拡大

▶ ノンフロン・低 GWP 冷媒への転換

都府施設の新築・改築時及び設備改修時に、ノンフロン機器を積極的に導入し、都庁のフロン冷媒保有量を削減します。技術的制約等によりノンフロン機器が導入できない場合は、最も温室効果が低い冷媒を使用した機器(低 GWP 機器)を選定します。あわせて、AI を活用した遠隔監視など、フロン漏えいを防止する技術も積極的に採用していきます。

こうした新技術の導入に向け顕在化した課題に対しては、R a M S の情報などを活用し、環境局が各局に助言や提案を行います。



ノンフロン機器の例

ノンフロン・低 GWP 機器等の導入拡大のためには、都庁において標準化可能な技術を積極的に採用することが不可欠なため、製品の普及状況等に応じて「東京都グリーン購入ガイド」や「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」等に反映していきます。

VI 計画の実効性を担保する仕組み

本計画で定めた目標とその達成に向けた具体的取組について、次の仕組み等を活用して、実効性を担保していきます。

1 全庁横断的な推進組織の活用

ゼロエミッション東京の実現に向けた都庁の率先行動を加速させていくため、2019年6月に「ゼロエミッション都庁推進会議」を庁内体制として構築しました。

この会議では、各分野で掲げた目標に対する進捗状況を確認し、課題等を共有するとともに、必要に応じて施策の見直し・バージョンアップを図っていきます。また、毎年度、目標に対する進捗状況等について公表していきます。

2 公共調達における脱炭素化の推進

各分野における取組の方向性を踏まえ、物品調達における環境配慮仕様を定める「東京都グリーン購入方針」及び「東京都グリーン購入ガイド」や、公共工事においては温室効果ガス削減を図るなどの環境物品等を定めた「東京都環境配慮物品等調達方針(公共工事)」によって、調達の面からも施策を推進していきます。

参考

省エネ・再エネ分野におけるこれまでの計画と本計画の比較

	地球をまもる 都庁プラン	地球温暖化対策 都庁プラン	温室効果ガス削減 都庁行動計画	スマートエネルギー 都庁行動計画	ゼロエミッション 都庁行動計画	ゼロエミッション 都庁行動計画
計画 年度	2000年度 ～2004年度	2005年度 ～2009年度	2010年度 ～2014年度	2015年度 ～2019年度	2020年度 ～2024年度	2025年度 ～2030年度
基準 年度	1999年度	2004年度	2000年度	2000年度	2000年度	2000年度
(上段) 目標	・温室効果ガス排出量 ▲2%	・温室効果ガス排出量 ▲10%	・温室効果ガス排出量 ▲20%	・温室効果ガス排出量 ▲25% ・エネルギー消費量 ▲25% ・再生可能エネルギー (太陽光発電) 新規導入量4,200 k W	・温室効果ガス排出量 ▲40% ・エネルギー消費量 ▲30% ・再エネ電力利用割合 50%程度 ・太陽光発電設置量 (累計) 20,000 k W	・温室効果ガス排出量 ▲55% ・エネルギー消費量 ▲35% (知事部局等 ▲50%以上) ・再エネ電力利用割合 65%以上 (知事部局等 100%) ・太陽光発電設置量 (累計) 74,000kW +次世代型ソーラーセル等 約10,000kW(2035年)
(下段) 実績	2003年度 ・温室効果ガス排出量 ▲3.9%	2009年度 ・温室効果ガス排出量 ▲9.6%	2014年度 ・温室効果ガス排出量 ▲19.9%	2019年度 ・温室効果ガス排出量 ▲20.9% ・エネルギー消費量 ▲20.8% ・再生可能エネルギー (太陽光発電) 新規導入量4,738 k W	—	—
対象局	知事部局、公営企業局、 教育庁、警視庁、東京消防 庁、議会局、各行政委 員会事務局及び東京都職 員共済組合が行う事務事 業	知事部局、公営企業局、 教育庁、警視庁、東京消防 庁、議会局、各行政委 員会事務局及び東京都職 員共済組合が行う事務事 業	知事部局、教育庁、警視 庁、東京消防庁、議会 局、各行政委員会事務局 及び東京都職員共済組合 が行う事務事業	知事部局、教育庁、警視 庁、東京消防庁、議会 局、各行政委員会事務局 及び東京都職員共済組合 が行う事務事業 ※東京2020大会のため の新規施設は除く。	知事部局、教育庁、警視 庁、東京消防庁、議会 局、各行政委員会事務局 及び東京都職員共済組合 が行う事務事業	知事部局、公営企業局、教 育庁、警視庁、東京消防 庁、議会局、各行政委員会 事務局、東京都職員共済組 合が行う事務事業
対象 範囲	・都の職員が直接実施す る事務事業	・都の職員が直接実施す る事務事業 ・指定管理者等が実施す る都の事務事業 ・都有施設において監理 団体が実施する事務事業	・都の職員が直接実施 する事務事業 ・指定管理者等が実施 する都の事務事業 ・都有施設において監 理団体が実施する事務 事業 ・都有施設において独 立行政法人が実施する 事務事業 ・P F I 事業 ・敷地外工作物	・都の職員が直接実施す る事務事業 ・指定管理者等が実施す る都の事務事業 ・都有施設において監理 団体が実施する事務事業 ・都有施設において独立 行政法人が実施する事務 事業 ・P F I 事業 ・敷地外工作物	・都の職員が直接実施す る事務事業 ・指定管理者等が実施す る都の事務事業 ・都有施設において政策 連携団体が実施する事務 事業 ・都有施設において独立 行政法人が実施する事務 事業 ・P F I 事業 ・敷地外工作物	・都の職員が直接実施す る事務事業 ・指定管理者等が実施す る都の事務事業 ・都有施設において政策連 携団体が実施する事務事業 ・都有施設において独立行 政法人が実施する事務事業 ・P F I 事業 ・敷地外工作物



東京都